# 大熊町マスコットキャラクター デザイン使用ガイドライン(4版)

令和5年7月 福島県大熊町

## **CONTENTS**

- 1 はじめに
- 2 大熊町マスコットキャラクターの紹介
- 3 申請手続きについて
- 4 許諾できない場合とは
- 5 デザイン使用にあたって
- 6 デザインパターン
- 7 お問い合わせ

## 1 はじめに

このガイドラインは、「大熊町マスコットキャラクターデザイン使用取扱要綱」(平成30年大熊町告示44号(以下「要綱」という。))に基づき、おおちゃんくうちゃん等のデザイン使用に際して踏まえるべき趣旨、使用方法への理解を助け、適切な使用を促すためにまとめたものです。

少しでも多くの人に親しまれ、長く愛されるキャラクターになるため、要綱および本ガイドラインに 則った積極的な活用をお願いします。

# 2 大熊町マスコットキャ ラクターの紹介

#### 【おおちゃんくうちゃん】



#### 誕生秘話

平成元年頃、町の誘導案内板に描かれたことがきっかけでシンボルとして定着 した熊の親子。

#### 性格

仲良しでいつも一緒。町の特産品が大好きで、鮭やフルーツを抱え、震災前はPRに力を入れていました。

#### 好きな食べ物

鮭、梨、キウイ

#### チャームポイント

活きのいい鮭を片手で抱えるたくましいおおちゃん、カゴからあふれるほどのフルーツを笑顔で抱える無邪気なくうちゃん。

#### 【まあちゃん】



#### 誕生秘話

震災の少し前、主に商工観光のPRを目的に、先輩であるおおちゃんくうちゃんのデザインを少し今風に丸くした熊の赤ちゃんが誕生。

#### 性格

甘えん坊。感情豊かで表情に出るのでとても分かりやすい。震災後は、避難で 離れ離れになった町民の絆維持に奔走中。

#### チャームポイント

真っ白なお腹の毛。

#### 【おおちゃん小法師】



#### 誕生秘話

震災後、二次避難先となった会津地方の伝統工芸品「起き上がり小法師」と、 町のキャラクターおおちゃんが融合して誕生。匠の技を持つ大熊町こぼし会の絵 付けにより命を吹き込まれた多くの小法師たちが全国に散らばり、人々に優しく 微笑みかけている。

#### 件格

いつでも笑顔、最後まであきらめずに起き上がる。

#### 特技

何度でも起き上がる

#### チャームポイント

ちゃんと描かれている耳

## 3 申請手続きについて

#### (1) 申請に必要な書類

- ·使用許諾申請書(様式第1号)
- ・申請者が企業や団体の場合、組織の概要が分かるものと代表者の 身分証明書の写し
- ・申請者が個人の場合、身分証明書の写し
- ・使用例(見本品、デザイン画等)
- ・その他町が個別に指定した資料等

#### (2)注意事項

- ・デザイン使用料は無料です
- ・初回申請での使用期間は1年間です。期間を超えて使用する場合は、期間内に届け出てください。ただし、使用方法等が変わる場合は、再申請が必要です

#### (3) 申請の提出先

・必要書類を次の窓口に持参または郵送、電子メールで提出してください。
〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717
大熊町役場 総務課 秘書広聴係
okuma@town.okuma.fukushima.jp

## 4 許諾できない場合とは

デザインの使用を許諾しない場合は、不許諾通知に理由を明記したうえで通知しますが、次のような場合は許諾できない可能性があります。

- ・大熊町の信用または品位を傷付けるおそれがあると判断し た場合
- おおちゃんくうちゃん等のイメージを損ねるおそれがあると判断した場合
- ・法令および公序良俗に反すると判断した場合
- ・特定の企業・団体・個人等を支援・公認しているなどの誤 解を招くおそれがあると判断した場合
- ・要綱やガイドラインに基づく大熊町の修正指示等に応じな い場合

# 5 デザイン使用にあたって

### (1) おおちゃんくうちゃん等の名称表記

- ・デザイン使用の際は、できるだけ町名とキャラクター名を表記 してください
- ・名称とイラストが符合するように表記してください
- ・イラストと文字が重ならないようにレイアウトしてください
- ・商品の性質上、キャラクターの周囲に名称表記が難しい場合 は、タグやパッケージ等に表記してください

例



大熊町マスコットキャラクター「おおちゃんくうちゃん」

## (2) カラーシステムの設定

キャラクターイメージを保つため、カラーシステムを設定しています。色の指定ができない場合は、可能な限り指定の色に近づけるよう調整してください。

キャラクター	パーツ	CMYK	DIC
おおちゃんくうちゃん	体	K100%	DIC582
	口、耳、帽子	M60%、Y30%	DIC2007
	サケ頭	C100%、M60%	DIC641
	サケ胴	C80%、M40%	DIC2590
	ナシ明、サケ腹	M5%、Y50%	DIC9
	ナシ暗	M10%、Y90%	DIC57
	ざる明	M30%、Y80%	DIC86
	ざる暗	M60%、Y100%	DIC2528
	キウイ明、ナシへた	C50%、M65%、Y80%	DIC323
	キウイ暗	C70%、M85%、Y100 %	DIC329
まあちゃん	体	K100%	DIC582
		M80%	DIC2235
	耳	M50%	DIC2239
	体	K100%	DIC582
	胴	M95%、Y100%	DIC198
	口、耳	M50%	DIC2239

## (3)禁止事項について

デザインを次のように修正・加工しての使用は、 事前に協議の上、申請を町が認めた場合を除き、 禁止とします。

・縦横比の変更、デザインの切り取り







## ・表情の変更





・回転、逆さまでの使用



大熊町マスコットキャラクター「おおちゃんくうちゃん」

# デザインを重ねるまたはデザインに何らかのイラストを重ねる







・団体名等をデザインに重ねる、商品を身に付 けたり持たせたりする



・カラーの変更





・その他町が不適当と判断するデザイン

# 6 デザインパターン

【おおちゃんくうちゃん】



【まあちゃん】











【おおちゃん小法師】











## 7 お問い合わせ

大熊町役場 総務課 秘書広聴係 〒979-1306 福島県双葉郡大字大川原字南平1717 電話 0240-23-7568 FAX 0240-23-7845

このガイドラインは 不定期に更新することがあります